

**第 2 期**

**玉城町子ども・子育て支援事業計画**



**玉 城 町**

**令和 2 年 3 月**



# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の性格・位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定体制	2
5. 計画策定にあたっての人口推計	2
6. 計画策定にあたっての子ども・子育てに関する調査	3

## 第2章 本町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計	4
2. 就業の状況	11

## 第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念	12
2. 計画策定の視点	13
3. 計画の基本目標	14
4. 施策の体系	16

## 第4章 目標実現のための施策

1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり	17
1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供	17
1-2 児童の放課後の過ごし方への支援	19
1-3 地域における多様な子育て支援の充実	20
2. すべての子どもが健やかに成長するまちづくり	22
2-1 子どもの人権擁護の推進	22
2-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	24

3. 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり	26
3-1 子育ての相談・支援体制の充実	26
3-2 地域や家庭の教育力の向上	28
4. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	30
4-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進	30
4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進	32

## 第5章 計画の目標値等

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	35
2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	37
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期	43
4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進	56
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	56
6. 総合的な子どもの放課後対策の推進	57

## 第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制	60
2. 計画の進行管理	60

## 参考資料

玉城町子ども・子育て会議条例	61
計画の策定経過	63
用語解説	64
本町における保育・教育や子育て支援の事業一覧	66

なお「参考資料」の「用語解説」に説明がある文言には、本文中に※印が付いています。

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

---

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」は、「必要な支援を行うことで、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与すること」をめざしています。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、子ども・子育て支援は良質かつ適正な事業内容、水準とすることが必要です。

こうした考え方で平成27年度に始まった「子ども・子育て支援新制度」のもと、本町でも、幼児期の教育・保育事業や子育て支援事業の量的・質的な充実を図ってきました。

計画策定から5年を経て、社会保障と税の一体改革等による子ども・子育て支援の充実は図られつつあるものの、深刻化する少子化への対応や子どもを持つ保護者の負担感の軽減を図るべく、さらなる事業の推進が求められています。

このため、計画の見直しを行い、「第2期玉城町子ども・子育て支援事業計画」として新たな計画を策定するものです。

## 2. 計画の性格・位置づけ

---

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく、市町村子ども・子育て支援事業計画であり、本町のまちづくりの総合的指針である「玉城町総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定しました。また、本計画は、国が示した「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨も踏まえた上での計画とします。

### 3. 計画の期間

---

本計画は5か年を1期とするものであり、第2期計画は令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

### 4. 計画の策定体制

---

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第77条に定める合議制の機関として「玉城町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について検討を行い、この計画の素案を役場の窓口及びホームページにて公開し、広く町民の方々から意見を募り、策定しました。

### 5. 計画策定にあたっての人口推計

---

本計画の策定にあたり、教育・保育にかかる量の見込み、及び地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込みを算出するため、本町の将来人口推計を行っています。

本町の将来人口推計として、国立社会保障・人口問題研究所が発表した『日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）』があり、平成27年の国勢調査を基に、2015（平成27）年10月1日から2045（平成57）年10月1日までの30年間（5年ごと）について、コーホート要因法<sup>※</sup>によって男女年齢（5歳）階級別の将来人口を推計しています。

しかし、この推計では5年ごとかつ5歳単位ごとの推計人口しかなく、本計画の策定にあたっては、1年ごとかつ1歳単位ごとの推計人口が必要になるため、上記推計とは別に、平成27年から平成31年（各年4月1日現在）の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法<sup>※</sup>によって将来人口を推計しました。

## 6. 計画策定にあたっての子ども・子育てに関する調査

---

本町では、子ども・子育て支援事業計画の策定に先立ち、町内在住の就学前児童の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。本計画の中では特に説明のない限り、「アンケート調査」はこの調査のことを指します。

### ■調査の方法

- ①調査対象地域 町全域
- ②調査対象者 就学前児童（0～5歳児）の保護者  
小学生児童（6～11歳児）の保護者  
※年齢は4月1日時点
- ③調査期間 平成30年1月
- ④調査方法 保育所、こども園及び小学校での直接配布・回収  
郵送による配布・回収

### ■回収結果

調査種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	681 通	537 通	78.9%
小学生児童調査	715 通	643 通	89.9%

### ■注意事項

- ・調査結果についてパーセントで示していますが、小数点第2位で四捨五入しているため、パーセントの合計が100.0%にならない場合もあります。

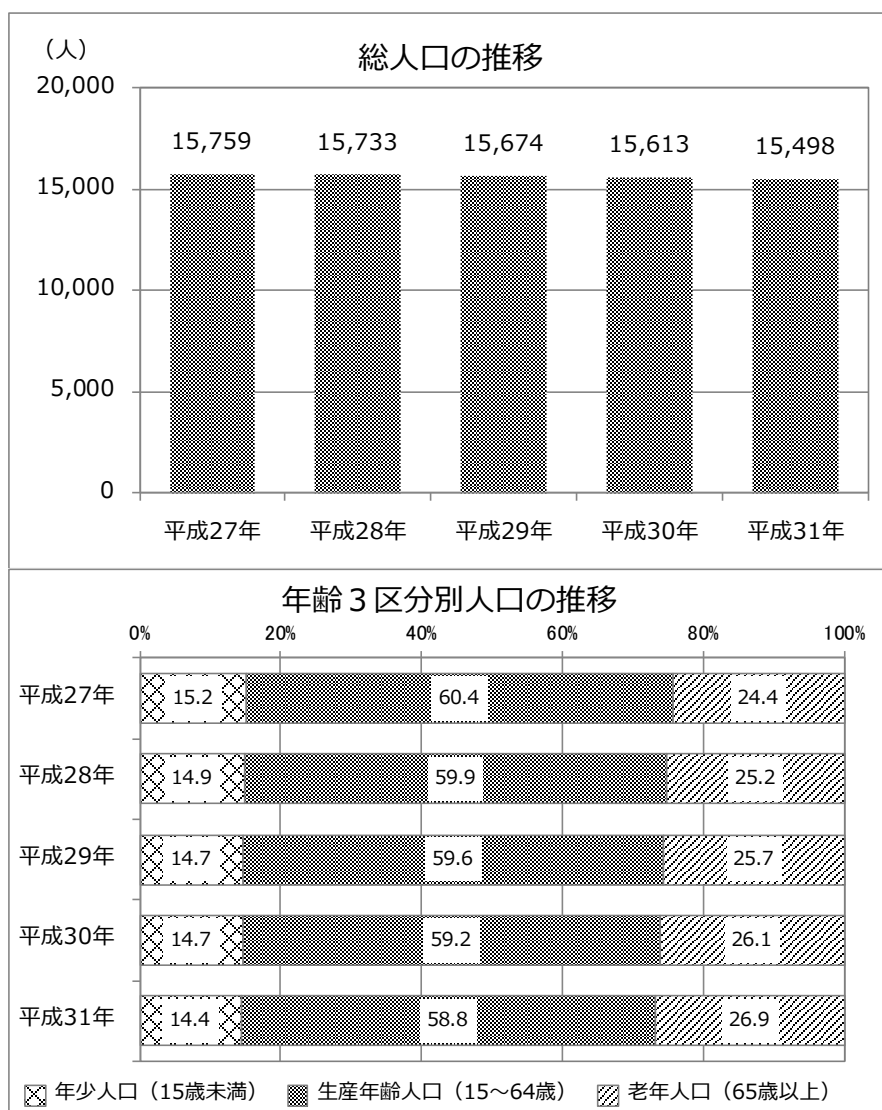
## 第2章 本町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状

### 1. 子どもと子育て世帯を中心とした人口の動向及び推計

#### (1) 人口の推移

##### ① 総人口・年齢別人口の推移

総人口の推移をみると、平成27年以降は減少し続けており、平成31年3月31日時点では15,498人でした。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口は年々減少傾向にあり、平成31年には14.4%となっています。また、生産年齢人口も減少傾向にあります。一方、老年人口は年々増加しており、平成31年の高齢化率は26.9%となっています。

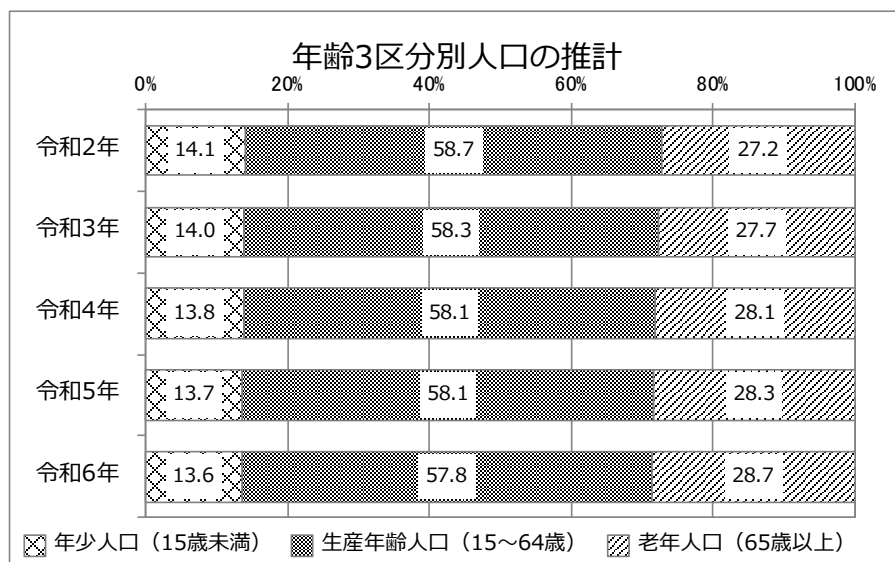
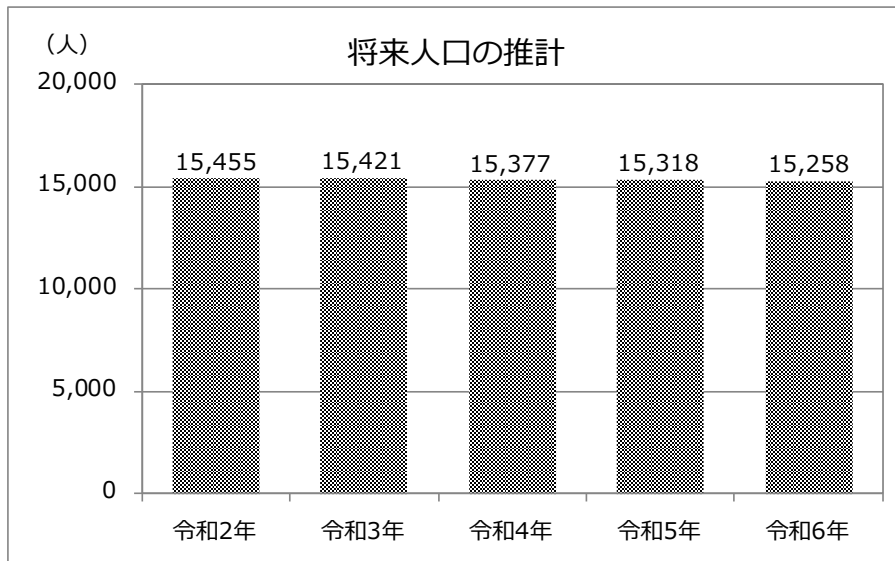


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）



## ②将来人口・年齢別人口の推計

コーホート変化率法<sup>\*</sup>によって推計すると、今後も人口は減少するものと予測されています。年齢3区分別人口の推計をみると、年少人口は今後も減少すると予測されており、令和6年には13.6%と予測されています。また、生産年齢人口もやや減少すると予測されています。一方、老年人口は今後も増加すると予測されており、令和6年の高齢化率は28.7%と予測されています。

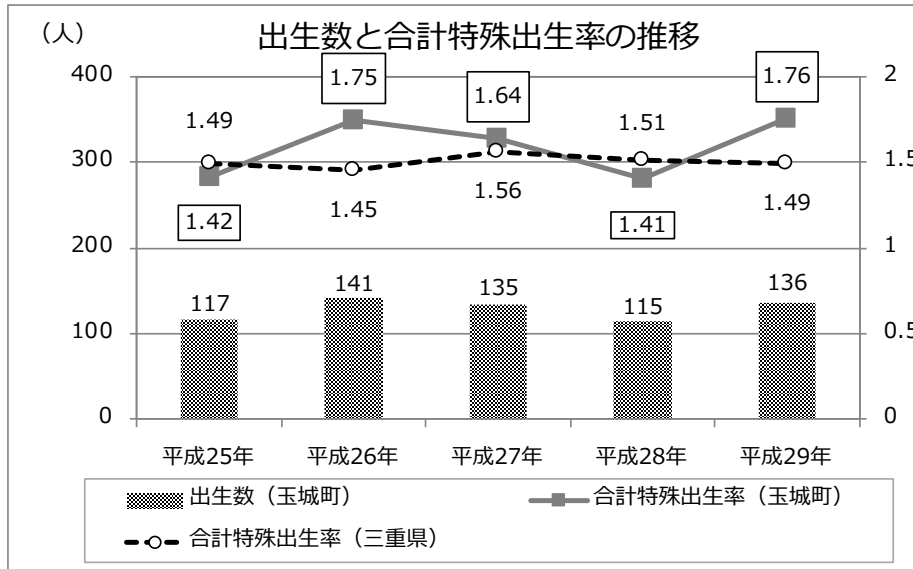


資料：コーホート変化率法<sup>\*</sup>による推計

## (2) 出生数の推移

出生数は、増減を繰り返して推移しており、平成29年の出生数は136人でした。

また、一人の女性が一生のうちに産む子どもの数を示す合計特殊出生率<sup>※</sup>も、増減を繰り返して、平成29年は1.76となっています。

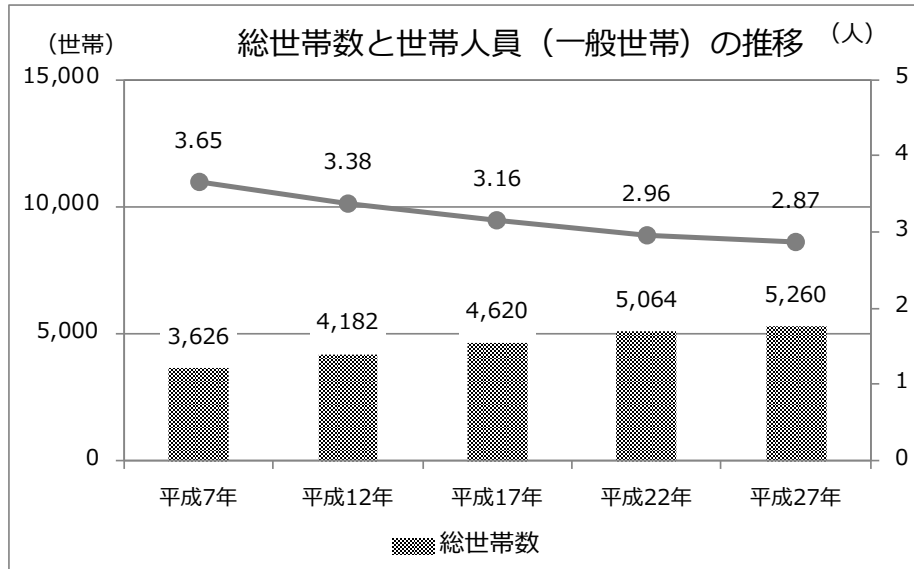


資料：県健康福祉総務課「三重県の人口動態」

### (3) 世帯の動向

#### ① 世帯数と平均世帯員の推移

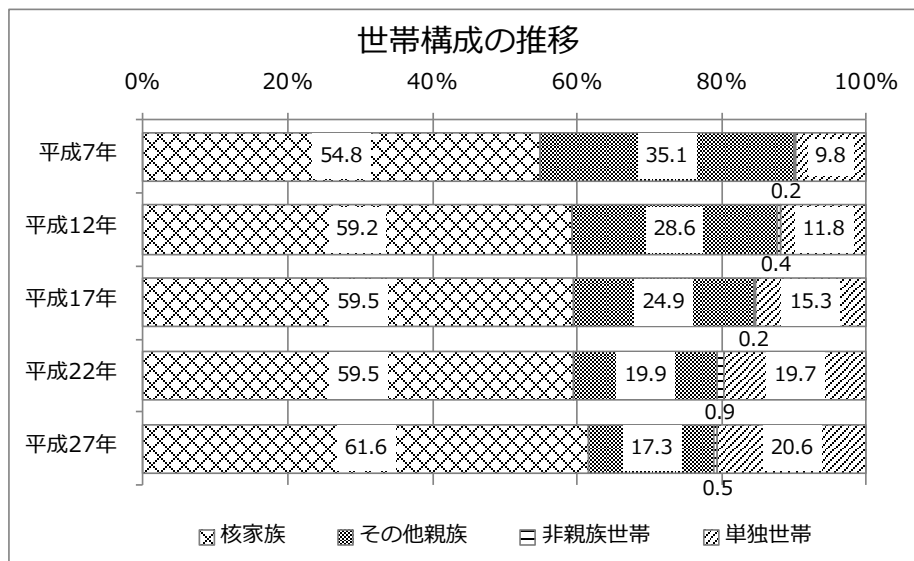
世帯数は増加傾向が続いており、平成 27 年では 5,260 世帯になっています。一方、1 世帯あたりの世帯人員（一般世帯）は年々減少しており、平成 27 年には 2.87 人となっています。



資料：国勢調査

#### ② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、親と子からなる核家族世帯が最も多く、平成 27 年には 60% を超えました。また、単独世帯は増加する傾向がみられ、世帯規模の縮小傾向が進行していることがうかがえます。

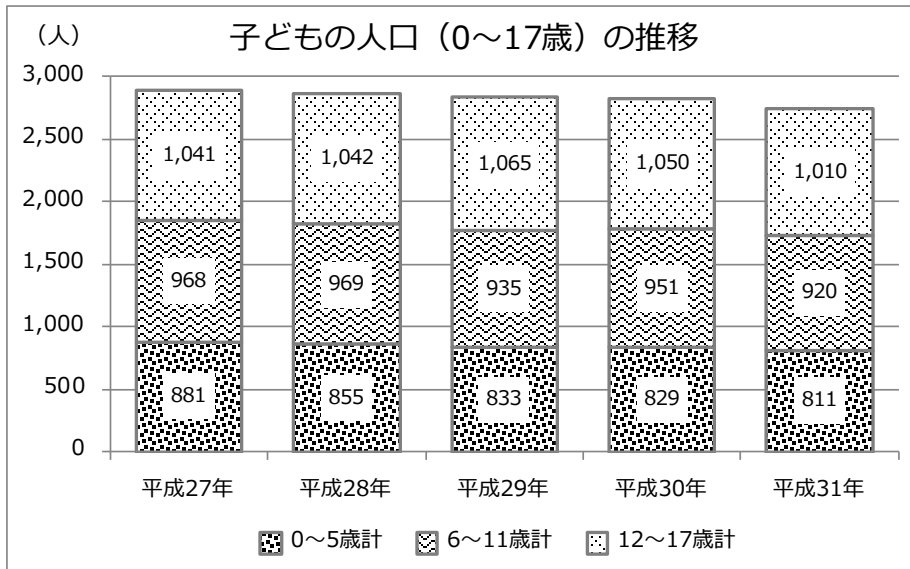


資料：国勢調査

## (4) 子どもの人口の推移

### ① 子どもの人口の推移

12～17歳の人口は平成29年まで、6～11歳の人口は平成28年まで微増していますが、その後減少に転じています。0～5歳の人口は減少傾向が続いています。



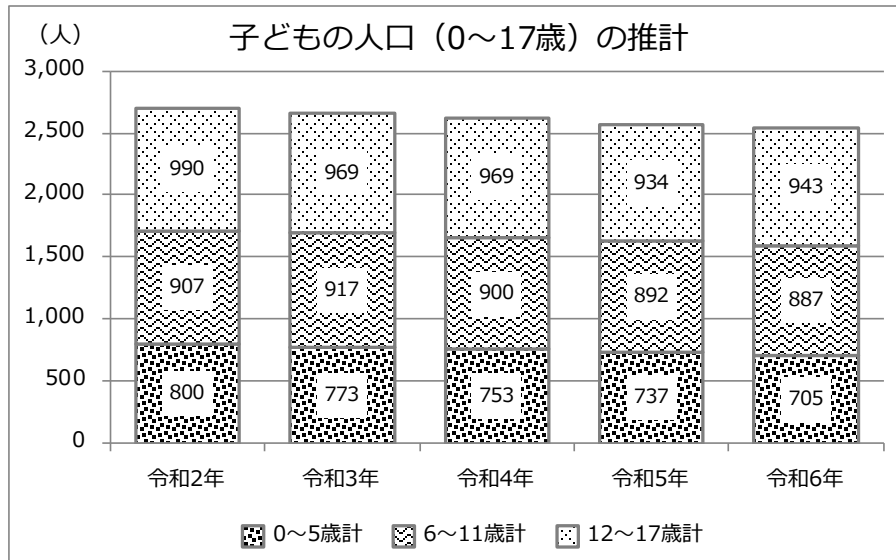
(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	142	124	121	135	96
1歳	138	147	137	128	140
2歳	135	140	147	139	138
3歳	153	132	139	149	140
4歳	149	158	129	147	152
5歳	164	154	160	131	145
6歳	145	167	152	165	130
7歳	164	143	165	154	165
8歳	158	160	149	165	151
9歳	148	157	160	149	164
10歳	192	150	157	161	148
11歳	161	192	152	157	162

資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

## ②子どもの人口の推計

コーホート変化率法<sup>\*</sup>によって推計すると、子どもの人口はいずれの年代も減少していくことが予測されます。



(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	115	113	110	109	106
1歳	100	120	118	115	114
2歳	147	103	125	123	120
3歳	139	149	103	127	125
4歳	144	141	155	106	131
5歳	155	147	142	157	109
6歳	147	157	149	143	160
7歳	131	147	156	148	143
8歳	166	132	147	157	149
9歳	150	165	131	146	156
10歳	165	151	166	132	147
11歳	148	165	151	166	132

資料：コーホート変化率法<sup>\*</sup>による推計

## (5) 子どもの人口（5歳刻み）の割合

市町別の総人口に対する5歳刻み人口の割合をみると、「0～4歳」は県下5位、「5～9歳」は4位、「10～14歳」は2位となっており、県下29市町の中でも子どもの人口比率は高くなっています。しかし、本町の子どもの人口の割合は低下傾向にあります。

子ども人口（5歳刻み）の割合に関する県内順位

順位	0～4歳		5～9歳		10～14歳	
参考	三重県	3.8%	三重県	4.3%	三重県	4.5%
1位	朝日町	5.3%	朝日町	7.3%	朝日町	7.6%
2位	川越町	5.1%	川越町	5.4%	玉城町	5.2%(5.8%)
3位	菰野町	4.4%	菰野町	5.0%	多気町	4.9%
4位	亀山市	4.3%	玉城町	4.9%(5.3%)	菰野町	4.8%
5位	玉城町	4.3%(4.4%)	亀山市	4.8%	鈴鹿市	4.8%
6位	桑名市	4.1%	東員町	4.7%	川越町	4.8%
7位	明和町	4.1%	桑名市	4.6%	桑名市	4.8%
8位	東員町	4.1%	松阪市	4.4%	明和町	4.7%
9位	四日市市	4.0%	明和町	4.4%	亀山市	4.7%
10位	鈴鹿市	4.0%	鈴鹿市	4.4%	四日市市	4.6%

資料：平成29年三重県の人口動態（平成29年10月1日現在）  
 ※玉城町の（ ）内の数値は平成24年の値

## 2. 就業の状況

### (1) 就業人口の動向

#### ①産業人口の動向

就業人口をみると、男性は減少、女性は増加の傾向にあります。産業分類別にみると、第3次産業で増加幅が大きくなっています。なお、平成22年から平成27年にかけては分類不能の割合が小さくなり、その影響が各分野の割合に影響しています。

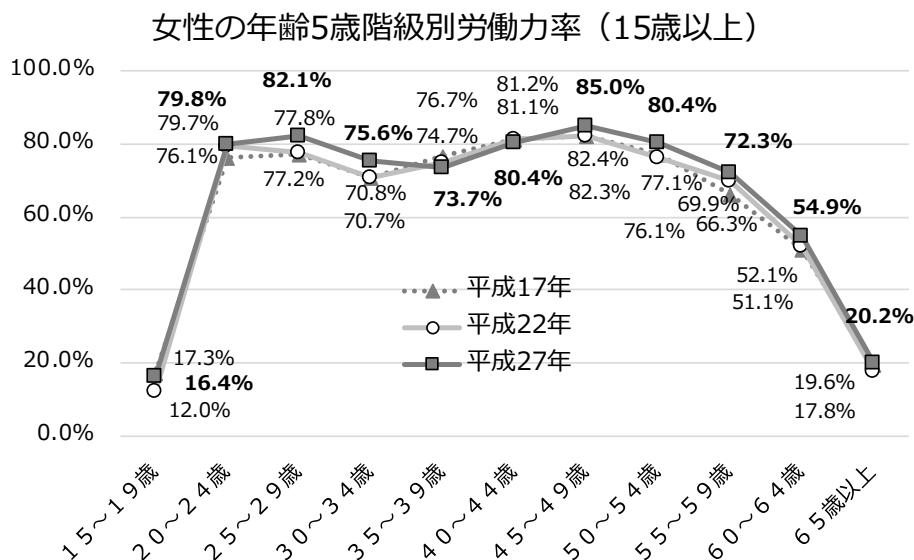
	男性				女性			
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数(人)	4,192	4,274	4,298	4,198	3,253	3,482	3,480	3,554
第1次産業(%)	9.4	9.2	7.0	7.5	12.6	10.5	6.8	6.8
第2次産業(%)	42.1	43.1	41.2	41.5	30.1	28.3	25.2	23.8
第3次産業(%)	48.3	46.8	47.2	49.9	57.2	60.0	63.8	68.2
分類不能(%)	0.1	0.9	4.5	1.2	0.1	1.2	4.3	1.2

資料：国勢調査

#### ②女性の年齢別就業率

5歳刻みの年齢別に女性の労働力率をみると、平成17年から平成27年にかけて20歳～34歳までの年代の就業率は上昇しています。一方、35～44歳の就業率は低くなっています。

年代別の傾向として、20歳代では約80%ですが、30歳代では70%台となり、出産・育児を機に一旦就労を中断する傾向がみられ、40歳代で再び約80%に上昇するという、いわゆる「M字カーブ」がみられます。しかし、30歳代に低下する幅は小さくなっています。



国勢調査

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 計画の基本理念

子どもは、社会の希望であり、本町の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができるまちの実現をめざし、子ども・子育て支援法及び同法に基づく基本指針を踏まえ、第1期玉城町子ども・子育て支援事業計画」から引き続き、「安心して子どもを産み育てられるまち たまき」を基本理念とするとともに、「家族でずっと暮らしたくなるまち」を掲げます。

**安心して子どもを  
産み育てられるまち たまき**  
～家族でずっと暮らしたくなるまち～





## 2. 計画策定の視点

---

この計画は、子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、以下の姿勢のもとで推進します。

### ① すべての子どもの健やかな育ちを保障する

子ども・子育て支援に関する事業は、従来の「保育に欠ける」かどうかではなく、すべての子どもが対象となるものです。

子どもを取り巻く環境は、その家庭の状況や親の就労状況によっても異なりますが、児童の権利に関する条約や児童憲章にもうたわれているとおり、その違いにかかわらず、一人ひとりの子どもの「最善の利益」が等しく実現されることが重要です。

将来の社会を築き、支えていく重要な担い手である子どもたちが、社会の一員として尊重され、自己実現を図ることができるよう、子どもの視点に立って、すべての子どもの心身の健やかな育ちを温かく見守り支援します。

### ② 家庭における子育ての喜びや楽しさを実現する

子どもにとって、最も安らぎを得られる場所であり、かつ、子どもの健やかな育ちにとって最も重要な場所が「家庭」であることは間違いありません。しかしながら、多くの親が子育てに対する不安や負担感を持っていたり、中には孤立感を感じている人もいたりします。

子育ての第一義的な責任を担うのは親ですが、責任と同時に、子どもの成長に対してかけがえのない喜びと生きがいを得られるものです。家庭における子育てを通じて、親として成長でき、子育てに喜びや楽しさを感じられるよう、きめ細やかな子育て支援を行います。

### ③ 社会全体で子どもと子育て家庭を支援する

核家族化の進展や親の就労環境の変化とともに、地域のつながりの希薄化が指摘されていますが、少子化が進む中、子ども・子育て支援はもはや家庭内の問題ではなく、社会全体として取り組まなければならない重要な課題です。

まずは、子育てに対して、企業や地域が理解を示し、温かく見守ることが必要です。その上で、家庭、地域、職域、行政がそれぞれの役割を果たしながら連携・協力し、子どもの育ちと子育てを支援します。

### 3. 計画の基本目標

---

本計画では、基本理念「安心して子どもを産み育てられるまち たまき ～家族でずっと暮らしたくなるまち～」を実現するために、次の4つを基本目標として設定します。

#### 1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

子どもたちが個性と可能性を最大限に発揮でき、元気で自由に生き生きと学び遊ぶことのできる環境づくりのため、地域の互助による多様な子育て支援の充実を図ります。

また、地域ぐるみで子どもと子育て家庭を見守り、支援し、正しい情報を提供できる体制・ネットワークづくりを進めます。

##### 基本施策

- (1) 幼児期の教育・保育の総合的な提供
- (2) 児童の放課後の過ごし方への支援
- (3) 地域における多様な子育て支援の充実

#### 2. すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

次代を担う子どもはかけがえのない存在であり、子どもたちが、性別や障がいなどによって差別やいじめを受けることなく、個人として尊重されるよう、家庭・学校・地域が連携した子どもの健全育成のための環境づくりを促進します。

また、少子化の傾向がみられる中、子育て家庭における経済的、心理的な負担を少なくし、子どもを産み、育てる喜びを享受できる環境づくりのための支援を進めます。

##### 基本施策

- (1) 子どもの人権擁護の推進
- (2) 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### 3. 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

子育ては、子どものいる家庭だけでなく、家庭、学校、保育所、地域などが一体となって取り組むことが重要であり、「皆で子どもを見守る・育てる」という地域の中での雰囲気づくり・体制づくりをめざします。

#### 基本施策

- (1)子育ての相談・支援体制の充実
- (2)地域や家庭の教育力の向上

### 4. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

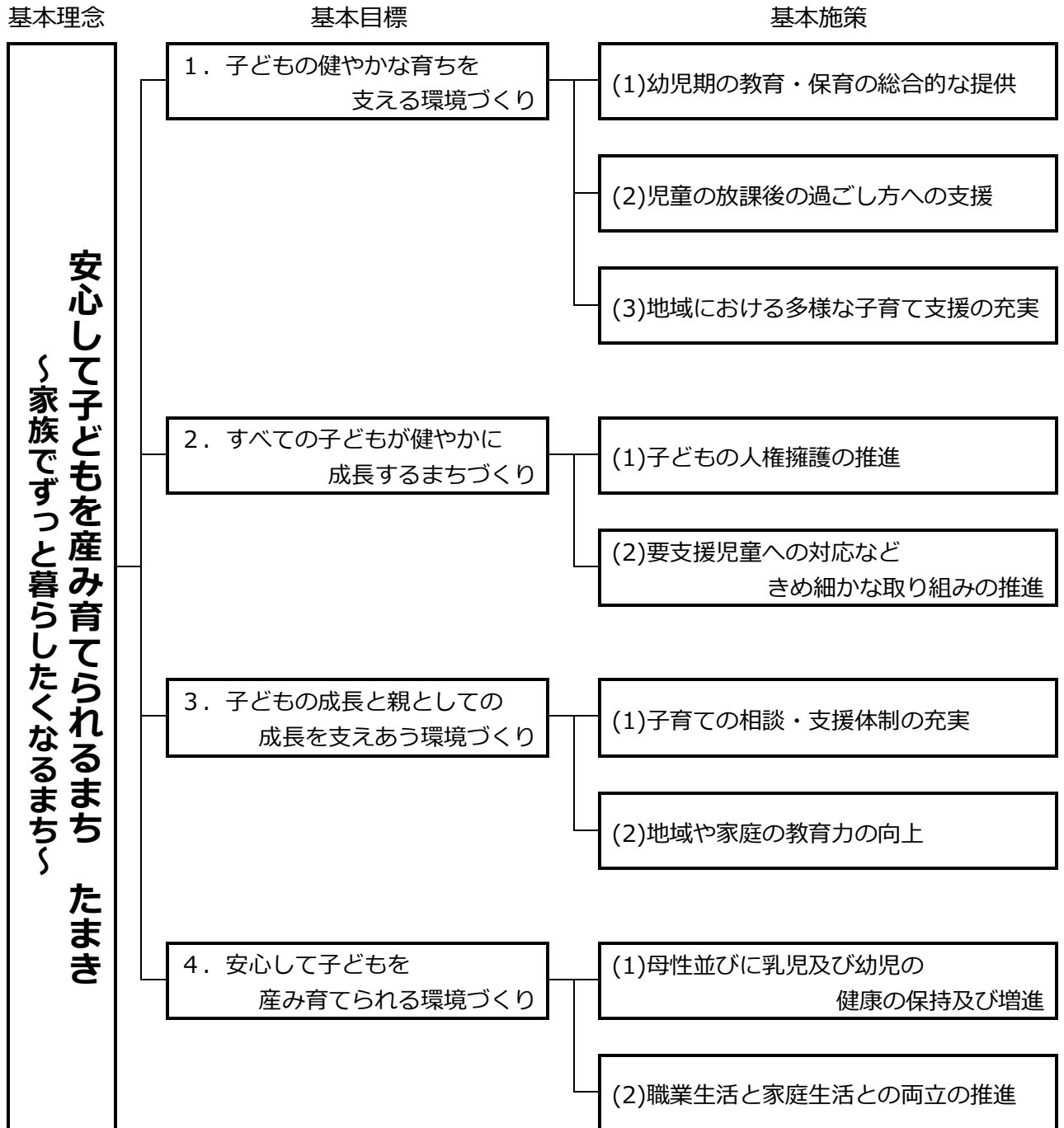
子育て支援センターなどと連携しながら、継続した母子保健サービスを提供することで途切れのない子育て支援を実施するとともに、いざという時にも安心できる体制づくりを、近隣市町との連携のもと進めます。

男女がともに子育てにかかわることができ、心豊かなゆとりある生活を送れるよう、働き方を見直し、父親の家事・育児参画を促すと同時に、子育て家庭に対する配慮がなされ、あらゆる人の仕事と家庭生活の両立が可能になる取り組みを進めます。

#### 基本施策

- (1)母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進
- (2)職業生活と家庭生活との両立の推進

## 4. 施策の体系



## 第4章 目標実現のための施策

### 1. 子どもの健やかな育ちを支える環境づくり

#### 1-1 幼児期の教育・保育の総合的な提供

##### (現状と課題)

休日保育、延長保育、病児・病後児保育などへのニーズは今のところあまり高くはなっておらず、家庭において対応している傾向が強くなっていますが、一時預かり保育については増加傾向にあります。

幼児期の教育・保育を総合的に提供できる制度として、本町においても、平成28年度より下外城田保育所を保育所型認定こども園（1号定員10名）へ移行しました。

今後も、保育サービスへの不満の解消に努めるとともに、潜在的なニーズを把握し、町広報やインターネットを通じ制度を周知することによって、利用の促進を図っていく必要があります。また、通常の保育サービスの提供に加え、一時預かり保育や病児・病後児保育等の潜在的なニーズに対してきめ細かに実施できる体制の整備が必要です。

#### ① 保育サービスの充実

##### 施策1

- 保育内容や保育環境の充実に努めながら、通常保育事業を継続して実施し、保育所入所待機児童ゼロを維持します。また、適正な保育料金や職員等の配置に関する多様な保育ニーズについて検討を行っていきます。さらに、保護者のニーズに柔軟に対応できるよう、必要に応じて既存保育所の認定こども園※制度への移行を検討していきます。

##### 施策2

- 各保育所で実施している延長保育については、女性の社会進出増加に伴う保育ニーズの多様化に対応できるよう態勢の充実に努めるとともに、ファミリーサポートセンターなどとの連携を継続します。

##### 施策3

- 現状における休日保育ニーズは少ないものの、状況に応じて実施を検討していきます。

#### 施策 4

- 急な用事やリフレッシュ、求職活動や短期のパートタイム就労など、子育て家庭の様々なニーズにあわせて子どもを預かる一時預かり事業（一時保育）を充実させるとともに、ファミリーサポートセンターの利用促進を図ります。

### ② 就学前教育の充実

#### 施策 5

- 就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定子ども園」について、ニーズを把握し必要であれば整備の検討を行い、多様化する教育ニーズに対応していきます。

## 1-2 児童の放課後の過ごし方への支援

### (現状と課題)

子どもが放課後に事件や事故に遭わないよう安全で安心して過ごせることは、子どもだけでなく保護者や地域にとっても重要なことです。

町内の4小学校に併設もしくは隣接地において放課後児童クラブがあり、1年生から6年生までの児童を受け入れており、1～2年生の入所希望が多くなっているのに加えて、3～4年生まで入所を希望する家庭も増えています。放課後児童クラブに入所していない児童も、一般利用ができ、子どもたち同士が交流できる居場所となっています。

放課後の文化活動、安全な居場所の提供のひとつとして「図書館の充実」が求められています。児童館・児童クラブ等での本の貸し出しや読み聞かせを継続し、子どもたちが身近な場所で本と親しめる環境作りを周知していく必要があります。

また、指導員の資質向上のための、放課後児童支援員研修等の受講も進めていかなければなりません。

### ① 放課後児童の健全育成

#### 施策6

- 児童館で実施している放課後児童クラブについては、今後も6年生までの受け入れを継続し、希望者の増加に対応できるよう施設の整備を進めるとともに、指導員の資質向上などを進め、受け入れ態勢を強化します。また、保護者への、スムーズな情報の伝達方法についても検討していきます。

#### 施策7

- 子どもの情操教育にとって有効な読書とのかかわりを促進するため、絵本の読み聞かせ等、地域ボランティアの協力で実施している子どもを対象とした行事や文化活動、親子を対象とした行事等について事業内容の充実に努めます。また、放課後の文化活動、安全な居場所の提供を図るため、子どもたちが身近な場所で本と親しめる環境づくりを進めます。

#### 施策8

- 新・放課後子ども総合プランの事業<sup>\*</sup>等により、学習やスポーツ・文化活動等、地域住民の参画を得て、安心・安全な子どもの居場所を提供します。

## 1-3 地域における多様な子育て支援の充実

### (現状と課題)

安心とゆとりを持って子育てができるよう、悩みの相談や子どもを預かったりする等のサービスを提供するファミリーサポートセンターや一時預かり事業（一時保育）の役割は大きく重要です。

今後も、保護者のニーズを把握しながら、より利用しやすいよう内容の充実を図るとともに、ファミリーサポートセンターや一時預かり事業（一時保育）の取り組みの周知を図っていく必要があります。

また、近隣市町や医療機関と連携しながら、病児・病後児保育施設の整備や医療体制の充実を進める必要があります。

地域における子育て支援の活動は相談支援など様々な形で行われていますが、これらをつなげたネットワークを形成することにより、互いに情報を共有し連携を深めることが必要です。こうした中で、地域住民が子育て家庭への理解を深め、協力・支援していくことが求められます。

### ① 子育て支援サービスの充実

**施策 9** ● 幅広い世代に向けファミリーサポートセンターの普及・啓発に努め、「援助を行いたい方（提供会員）」の拡大を図り、育児支援の充実を図ります。また、利用希望状況を的確に把握し、広域的な事業連携もあわせて検討します。

**施策 10** ● 伊勢市の病児保育事業との連携とあわせて、町内で実施している病後児保育を希望する利用者のニーズも検討し、町内医療機関と連携した取り組みの推進を図ります。

**施策 11** ● 町民が主体となって運営する、子育てサークル等に対する支援を行い、今後も利用者のニーズの把握に努めます。さらに、親子が気軽に参加できる事業や子育て講座などの開催を継続し、家庭の子育て力の向上を図ります。



**施策 12**

- 保健福祉会館で実施している子育て中の親に対する不安、悩みについての電話相談及び家庭訪問等を継続的に実施します。また、保健師の母子保健活動との連携を取りつつ、スタッフの意識向上を図りながら取り組み内容の充実に努めます。

**② 子育て支援ネットワークの確立****施策 13**

- 個々に行われている子育て支援の活動を、一つのつながりを持ったネットワークとして形成し、情報共有を行いながら体制強化に努めます。
- ノーバディーズ・パーフェクト（NP）※講座を通して、親どうしのつながり、支えあいを継続して進めていきます。
- ファミリーサポートセンター等と連携し、地域における子育て支援の担い手を把握するとともに、それらの担い手が地域において効果的な取り組みを展開できるよう、意識啓発に取り組みます。

**施策 14**

- 「子育て便利帳」「たまパパ Note」を配付し、活用できる子育て資源や子育てのヒント、記録などの利用促進を図ります。

## 2. すべての子どもが健やかに成長するまちづくり

---

### 2-1 子どもの人権擁護の推進

#### (現状と課題)

子どもの権利条約においては、子どもの生きる権利や教育を受ける権利などが保障されています。虐待は子どもの権利を大きく侵害するものであり、これらの発生を防止しなければなりません。虐待の発生件数は全国的にも増加する傾向にあり、発生の防止と虐待を受けた子どものアフターケアが重要です。「玉城町子ども家庭支援ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）※」において各関係機関等が連携して情報の共有化を図り、保護の必要な児童や家庭の早期発見・早期対応に結び付けていくことが必要です。

本町でも、地域共生室子育て支援係の職員が、平成 29 年度より要保護児童対策調整機関の調整担当者研修を受講し、要保護児童対策地域協議会（要対協）ケースについての対応にあたっています。虐待を受けた子どもだけでなく、保護者や家庭環境などを含めた包括的な相談支援体制を整え、児童相談所・警察等の専門機関の助言を得ながら適切に対応していく必要があります。

#### ① 児童虐待の防止

**施策 15** ● 地域共生室子育て支援係を相談拠点としつつ、「玉城町子ども家庭支援ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）※」を中心に家庭や学校、地域など社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解が得られるよう、地域住民や関係機関との連携強化を図り、地域全体で児童虐待などの未然防止と早期発見、早期対応を行います。

**施策 16** ● 児童虐待の発生予防を含めた支援体制を強化するため、赤ちゃん訪問実施時におけるチェックを継続し、育児に不安を持つ母親が気軽に相談できる体制の充実に努めるとともに、子育て支援の事業の紹介をし、参加を促していきます。

施策 17

- いじめや、虐待等に遭った子どもへの心のケアを充実させるため、児童相談所、警察、民生委員・児童委員、スクールカウンセラー、教育委員会の教育相談員、保健福祉課地域共生室子育て支援係職員等が連携し、カウンセリングを実施します。

施策 18

- 児童相談所、警察などの関係機関との連携を図りながら、被害に遭った子どもやその親に対する相談や助言など、きめ細やかな支援を行います。

## 2-2 要支援児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

### (現状と課題)

心身に障がいがあるため支援を必要とする子どもには、保健医療、福祉、教育の面で一体的な支援が欠かせません。また、保護者の身体的、精神的な負担なども大きいので、「玉城町子ども家庭支援ネットワーク会議（途切れのない支援）※」が連携を深め、ネットワークを確立してきめ細かに支援していくことが重要です。

保護者の負担を軽減するため、保育所などへの要支援児童の受け入れを継続し、子どもたちがともに育ちあう環境づくりを進めていきます。

ひとり親家庭では、就労できる機会が少なく経済的な負担が大きくなっています。子どもの貧困問題に発展しないように医療費や教育費などの経済的負担を軽減する様々な支援を行い、地域で温かく見守れる環境づくりのために、啓発などを充実する必要があります。

### ① 支援を要する子どもへの取り組み

- 施策 19**
- マイ保健師※制度を通して、母子手帳発行時から保健師と顔の見える関係作りをし、安心して産み育てられる環境作りを継続するとともに、ライフステージを通じた支援体制の強化と、職員の専門性を高めます。
- 施策 20**
- 「子ども相談」「言語相談」「ぴよんぴよん教室※」等を通して、発達を促していくための支援を行います。また、「玉城町子ども家庭支援ネットワーク会議（途切れのない支援）※」を中心に、保育所、小・中学校、その他関係機関のネットワークをさらに深め、障がい児の自立や社会参加に向けた支援を行います。
- 施策 21**
- 保育所での加配保育士の配置、放課後児童クラブでの障がい児受け入れを継続し、内容の充実と受け入れ体制の強化を図ります。

## ② ひとり親家庭への支援

### 施策 22

- ひとり親家庭に対して子育てや仕事などの悩みについての相談指導や社会資源等の情報提供を行うなど、安心して子育てできる生活支援策を講じます。

### 施策 23

- 地域の中で、ひとり親家庭が差別や偏見の目でみられることのないように、理解の普及を図り、互いに助け合い支えあえることができるような地域づくりをめざします。

## 3. 子どもの成長と親としての成長を支えあう環境づくり

### 3-1 子育ての相談・支援体制の充実

#### (現状と課題)

子育てをする中で子どもの成長にかかわれることは大きな喜びであり、アンケート調査によると就学前児童の保護者の7割ほど、小学生児童の保護者の8割ほどが子育てを楽しんでいると感じています。また同時に不安や悩みなども生じます。保護者の悩みなどへの相談支援については母子手帳発行時からマイ保健師を中心に保健福祉課地域共生室子育て支援系の職員が連携し、様々な機会を通じて対応しています。相談の場や機関などを知らない保護者や情報を得る手段を持たない保護者もあることから、町の広報誌やインターネットを活用してさらにきめ細かな情報提供による支援が必要です。

また、相談支援にあたる関係者の専門性を高める研修の充実など相談支援体制の整備充実が必要です。

#### ① 子育ての相談・支援体制の充実

##### 施策 24

- 乳幼児健診等の場で、保健師・栄養士・保育士・育児総合アドバイザー（子育て支援タイム「にこにこ」のスタッフ）等が連携し、乳幼児を対象とした健康相談を実施するとともに、赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）において支援が必要と思われる家庭への相談体制の充実を図ります。また、すべての家庭にもれなく支援が行き渡るよう、各種子育て支援事業への参加を促すため、赤ちゃん訪問、7か月相談、1歳のお誕生訪問、転入者訪問などの際に呼びかけるとともに、ノーバディーズ・パーフェクト（NP）※講座の参加者へも声かけに努め、各家庭との繋がりを作っていきます。さらに、相談支援にあたる関係者の専門性を高める研修の充実を図り、相談支援体制の整備充実に努めます。

##### 施策 25

- 妊婦に対する教育や相談の場を身近な地域で提供し、母子の健康の保持増進を図るとともに、出産後の仲間づくりにもつながるように、パパママ教室などを実施し、つながりを深める契機とします。

施策 26

- 子育てをしている保護者への活動場所の提供や定期的な情報発信、P R等の支援を図り、保健福祉課地域共生室子育て支援係の職員や教育委員会の教育相談員など相談体制の充実を図ります。

## 3-2 地域や家庭の教育力の向上

### (現状と課題)

子育ては先ず家庭において基本的なしつけが行われることが望まれている一方で、核家族化や地域の中でのつながりの希薄化が進み、地域や家庭の教育力が弱くなってきているといわれています。

子育ての家庭が地域から孤立することがないように、地域住民が温かい目で見守ることができる環境づくりが求められます。民生委員・児童委員やボランティア等が学校や保育所、児童館、図書館、保健福祉会館、公民館などの施設を活用することにより、子育て家庭と交流できる機会や本に親しめる場の充実を図り、お互いの理解を深めていくことが必要です。

地域におけるイベント等では子どもが主体的に参加できるようにし、子どもが異世代の人とふれあい、コミュニケーション能力を高めることにより、社会性を身に付けていくことのできる体験学習等の対策が重要です。

### ① 地域の教育力の向上

#### 施策 27

- 土曜授業を活用した地域学習への取り組みを行ったり、引き続き地域に学校施設を開放することにより、子どもと地域住民とのふれあいの場をつくりまします。また、総合型地域スポーツクラブ「たまスポ」を継続実施し、子どもから高齢者までスポーツ活動を通して交流を図ります。

#### 施策 28

- スポーツに親しむことで、子どもたちの主体性や創造性を育み、心身の健康の保持増進を図るため、スポーツ少年団など様々な取り組みをさらに支援します。また、指導者の研修会を実施し育成に努めます。

#### 施策 29

- 子どもたちが様々な人権問題について正しい理解や認識を深め、人を思いやり、豊かな人間関係を築いていくことができるよう、民生委員・児童委員、地域ボランティア、青少年を育てる会、関係各課等で組織した「こども支援ネットワーク※」の連携を強化し、街頭指導（愛の一声運動）、講演会、研修会等を継続して実施します。



## ② 親の学びへの支援

- 施策 30
- すべての教育の出発点である家庭の教育力の向上をめざし、引き続き保護者のニーズを捉えた子育てに関する学習会や講演会、研修会等を実施するとともに、啓発活動を充実し、事業への参加者拡大を図ります。
- 施策 31
- 親の役割や大切さに関する教育を充実するため、ノーバディーズ・パーフェクト（NP）※講座や、家庭教育講演会等を引き続き実施するとともに、内容の充実に努め、参加者の拡大を図ります。

## 4. 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

---

### 4-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進

#### (現状と課題)

子どもと母親が心身ともに健康で過ごせることは、家庭や地域社会にとって極めて大きな意義があり、すべての施策の原点ともいえるものです。本町では健康に関する情報提供、相談事業、各種健診等を幅広く推進し、マイ保健師<sup>\*</sup>制度を通して、母子手帳発行時から保健師と顔の見える関係作りをし、安心して産み育てられる環境作りをしています。

子どもと母親の健康状態などの把握のために、赤ちゃん訪問は大きな役割を果たします。赤ちゃん訪問率や健康診査受診率はほぼ100%となっており、里帰り出産の場合等についても、市町村間で連携し訪問等を行っていますが、一部、訪問拒否などがあるため生活や健康状態が把握できない世帯もあります。虐待や貧困などに関連する問題の早期発見につなげるためにも状況の把握をより徹底します。

また、健康面では朝食をとらない子どもの数も少なくない状況にあり、食育の重要性が指摘されています。今後も、地域の食材を活用したメニューで食の必要性和魅力の啓発を進める必要があります。

#### ① 母親と子どもの健康の確保

- |       |   |
|-------|---|
| 施策 32 | ● 保育所、認定こども園、小中学校、教育委員会、病院、医院、保健福祉課地域共生室子育て支援係等との連携により、母子保健施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。   |
| 施策 33 | ● 保健福祉課地域共生室（子育て支援係）を拠点にし、親子の交流の場の確保を図るとともに、参加者のニーズに対応できるよう内容の充実に努めます。また育児や健康管理に関する情報提供の充実に図るため、よりわかりやすい提供方法と利活用を検討します。 |
| 施策 34 | ● 引き続き事業の推進に対応できる保健師、栄養士等必要な人材の確保に努め、継続的に母子保健事業の推進を図ります。  |

- 施策 35

 ● 「健やか親子 21（第2次）」（平成 27～令和 6 年度）の趣旨を取り入れ、母子保健事業の見直しを検討します。
- 施策 36

 ● 赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問※）、養育支援訪問※（乳幼児訪問指導等）、各種健康診査の継続と内容の充実を図りながら、疾病や障がいの早期発見、早期対応に努めます。また、健康診査等を活用し、保健指導や子育てなどに関する相談支援を行います。さらに、未受診者を把握し、受診勧奨を進めることで、受診率の維持をめざします。
- 施策 37

 ● 訪問指導、健康相談等の際に子どもの事故防止のための啓発に努めるとともに、事故予防のための知識の普及を図ります。

## ② 小児への医療体制の充実

- 施策 38

 ● 県の補助制度を基本とし、他市町における状況を踏まえて、乳幼児への医療費助成を継続します。
- 施策 39

 ● 近隣の市町との連携を含め、平日の夜間及び休日・祝日の昼・夜間において診察可能な病院を紹介する、救急医療情報センターの周知に努めます。また、かかりつけ医の普及に向けた積極的な周知を図ります。

## ③ 食育の推進

- 施策 40

 ● 離乳食・幼児食教室における乳幼児期の子どもに対する知識の普及を継続します。また、家族に対しては早い時期から食に関する学習機会を設け、情報の提供を行います。さらに、子ども自身が「食」についての理解を深め、今後も給食食材における地産地消を進めます。
- 施策 41

 ● 食べ物の大切さについての学習内容を充実するため、食事と病気の関係や食品の栄養素、食生活・食文化等について学ぶ食の教育を推進します。また、保育所においても、生産体験や子ども参加型のクッキング遊びの実施等、食への関心と感謝の念の醸成を図ります。
- 施策 42

 ● パパママ教室等で妊婦を対象とした食に関する情報の提供に努めます。

## 4-2 職業生活と家庭生活との両立の推進

### (現状と課題)

保護者が働きながら子育てをしていくためには、ワーク・ライフ・バランス（職業生活と家庭生活の両立）を確保するための社会的な支援が不可欠であり、女性の社会進出を進めるための各種取り組みやマタニティ・ハラスメント等のない職場づくり等を積極的に推進しているところです。

アンケート調査によると就学前の児童を持つ保護者で、父親が働いているのは 96.5%、母親が働いているのは 58.4%となっており、母親の就労は今後も増えることが予想されます。また、働いていない母親の就労希望は 79.4%に達しています。

保護者が働きながら子育てできるワーク・ライフ・バランスの環境を整備するためには、企業等における育児休業制度の周知充実が必要であり、職場における上司や同僚の理解が欠かせません。労働関係機関等と連携を深め、企業や従業者に対する啓発を進める必要があります。

職業生活と家庭生活を両立させるためには母親と父親がお互いに協力して子育てに参画することも重要です。今後も、母子手帳発行時にたまパパ Note（父子手帳）を配布し、町主催のパパママ教室の参加を通して同世代の父親・母親が知り合うきっかけ作りに繋げ、父親が子育ての楽しさを実感できる事業の開催など啓発を充実し、ともに子育てにかかわれる環境づくりを進めていきます。

### ① 夫婦間の多様な働き方の見直し

#### 施策 43

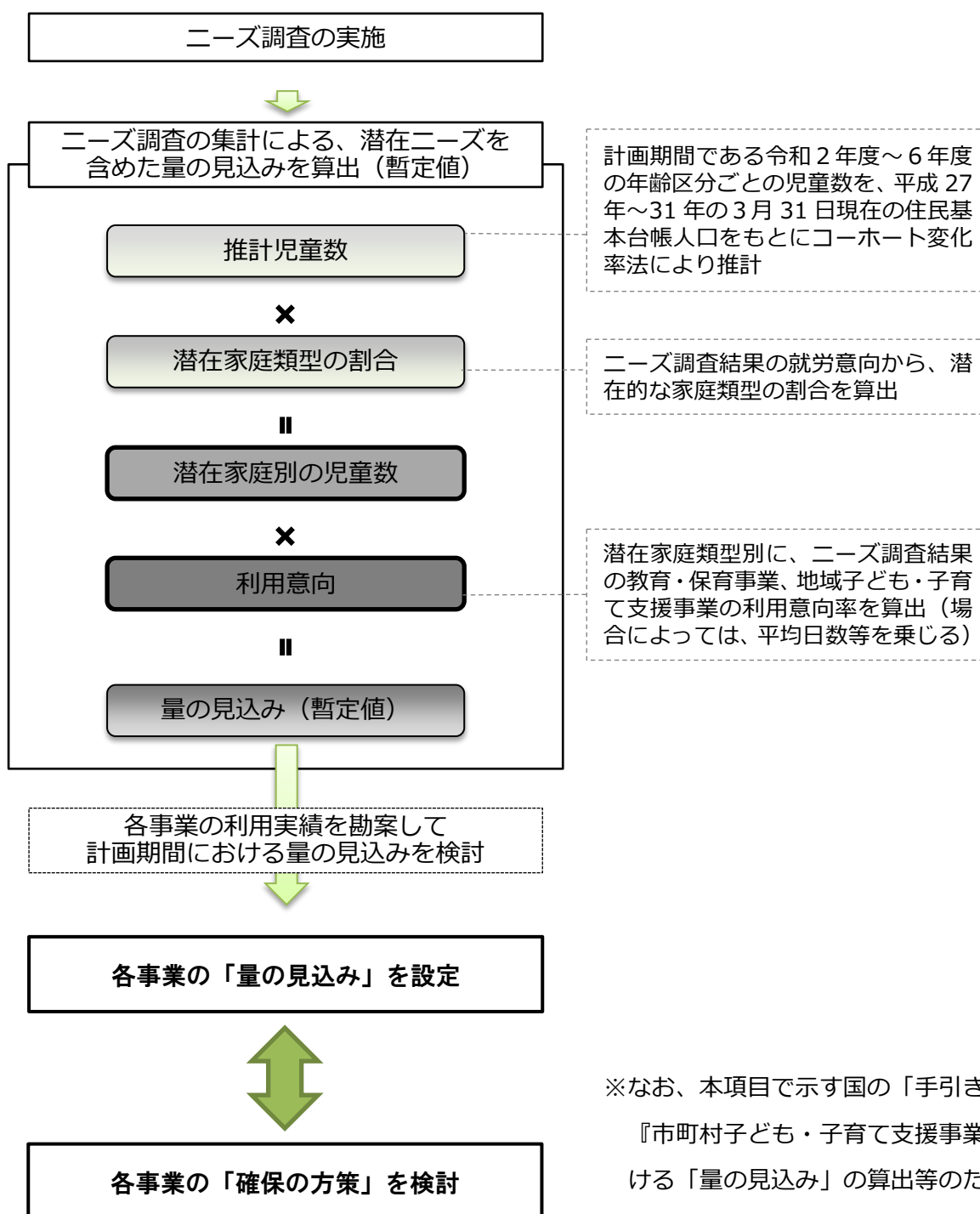
- 地元企業や関係機関・団体等と連携し、地域の実情や特性などを踏まえつつ、子育て中の保護者が、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、長時間労働の是正とともに、育児休業制度、時短勤務制度などが取りやすい環境づくりに向けて、企業による「働き方改革」の取り組みを働きかけます。

## ② 仕事と子育ての両立の推進

- 施策 44 ● 仕事と子育ての両立を支援するための就学前の幼児及び就学児童に対する各種事業の広報・啓発に努めます。
- 施策 45 ● 関連機関との連携を強化し、きめ細やかな就業相談や情報提供を行い、女性の就労や再就職を支援します。
- 施策 46 ● 男女共同参画プランに基づき、家庭における男女共同参画を推進するための事業啓発、施策を推進します。

## 第5章 計画の目標値等

子ども・子育てに関するニーズ調査の結果をもとに、これまでの各事業の利用実績を勘案し、計画期間における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定するとともに、「確保の方策」を検討しました。



※なお、本項目で示す国の「手引き」とは、『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』（平成26年1月）を指します。

## 1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

---

### ①教育・保育提供区域の趣旨

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

### ②教育・保育提供区域の設定にあたっての町の考え

本町においては、保育所について、利用者の居住地区にかかわらず、保護者の選択等により町内施設を広域的に利用しています。また、地域子ども・子育て支援事業の各種事業も町全体で広域的に施設利用や事業展開をしていることから、町全体を1つの区域に設定することとします。

### 教育・保育

	区 域
① 1号認定（3～5歳・教育）	全 町
② 2号認定（3～5歳・保育）	全 町
③ 3号認定（0～2歳・保育）	全 町

## 地域子ども・子育て支援事業

	区 域
①時間外保育事業	全 町
②放課後児童健全育成事業	全 町
③子育て短期支援事業	全 町
④地域子育て支援拠点事業	全 町
⑤一時預かり事業	全 町
⑥病児・病後児保育事業	全 町
⑦利用者支援事業	全 町
⑧ファミリー・サポート・センター事業	全 町
⑨乳児家庭全戸訪問事業	全 町
⑩養育支援訪問事業	全 町
⑪妊婦健康診査	全 町



## 2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

### ① 1号認定〔3～5歳児〕

〈提供区域：全町〉

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性がない子ども(主に、家庭が専業主婦(夫)または短時間のパートタイム就労など)に対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	/	24人	24人	22人	21人	20人
現在の 実施状況	●認定こども園（1園）にて実施					

### ②-1 2号認定〔3～5歳児〕（教育二一ズ）

〈提供区域：全町〉

事業の概要	3～5歳児で保育の必要性はあるが幼稚園教育の希望が強いと想定される子どもに対し、就学前教育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	/	11人	11人	10人	10人	9人
現在の 実施状況	●認定こども園（1園）にて実施					

①+②-1の「A量の見込み」の合計及び「B確保方策」

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み (1号認定 +2号認定 (教育二 ズ))		14人	35人	35人	32人	31人	29人
B 確保 方策	特定教 育・保 育施設		10人	10人	10人	10人	10人
B-A			-25人	-25人	-22人	-21人	-19人
確 保 方 策 の 内 容		引き続き、認定こども園で1号認定及び教育二ズのある児童の受け入れを進めるとともに、希望者数の動向などを踏まえながら公立保育所3か所の認定こども園への移行も検討していく。					

②-2 2号認定〔3～5歳児〕（保育の実施）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	3～5歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値		実施時期			
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		410人	398人	397人	364人	354人	332人
現在の 実施状況		●公立保育所及び認定こども園 4か所					
B 確保 方策	特定教育・保育施設		440人	440人	440人	440人	440人
B - A			42人	43人	76人	86人	108人
確保方策 の 内 容		引き続き、町内の公立保育所及び認定こども園4か所で実施。					

③-1 3号認定〔0歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	0歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値		実施時期			
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		30人	39人	38人	37人	37人	36人
現在の 実施状況		●公立保育所 1か所					
B 確保 方策	特定教育・保育施設		45人	45人	45人	45人	45人
B-A			6人	7人	8人	8人	9人
確保方策 の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所1か所（利用状況により2か所）で実施。					

③-23号認定〔1・2歳児〕

<提供区域：全町>

事業の概要	1・2歳児で保育の必要な子ども（主に、両親が共働きまたは長時間のパートタイム就労など）に対し、保育を実施します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

		実績値		実施時期			
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		165人	140人	126人	137人	134人	132人
現在の 実施状況		●公立保育所 4か所					
B 確保 方策	特定教育・保育施設		145人	145人	145人	145人	145人
B-A			5人	19人	8人	11人	13人
確保方策 の内容		保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所及び認定こども園4か所で実施。					

### ③-3 保育利用率の目標設定

目標設定 の趣旨	子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。														
保育利用率 の算出方法	<p>平成 30 年度における保育利用率の試算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">子どもの数 (3月31日)</th> <th style="width: 25%;">ニーズ量(ニース調査より)</th> <th style="width: 35%;">保育利用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0歳</td> <td style="text-align: center;">135人</td> <td style="text-align: center;">46人</td> <td style="text-align: center;">34.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1・2歳</td> <td style="text-align: center;">267人</td> <td style="text-align: center;">151人</td> <td style="text-align: center;">56.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>保育利用率の目標値は、ニース調査により把握した平成 30 年度における 3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合と同率と設定</p>				子どもの数 (3月31日)	ニーズ量(ニース調査より)	保育利用率	0歳	135人	46人	34.0%	1・2歳	267人	151人	56.5%
	子どもの数 (3月31日)	ニーズ量(ニース調査より)	保育利用率												
0歳	135人	46人	34.0%												
1・2歳	267人	151人	56.5%												

		実施時期				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率 の目標値	0歳	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%	34.0%
	1・2歳	56.5%	56.5%	56.5%	56.5%	56.5%

保育利用率とは

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号の子どもにかかる保育の利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの数全体}}$$

### 3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容・実施時期

#### ① 時間外保育事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	11時間の開所時間を超えて保育を実施します。					
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出					
	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	311人	299人	289人	281人	275人	263人
現在の 実施状況	●公立保育所 4か所					
B 確保方策		311人	311人	311人	311人	311人
B - A		12人	22人	30人	36人	48人
確保方策 の内容	保育士の確保を図りながら、引き続き、町内の公立保育所及び認定こども園4か所で実施。					

② 放課後児童健全育成事業

<提供区域：全町>

事業の概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ります。
現在の 実施状況	●4小学校区に公設で4か所設置（各小学校区1か所） （平成30年度） 利用実績 全町で214人
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

〔町全体〕

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量 の 見 込 み	低学年	214人	160人	157人	163人	161人	163人
	高学年		56人	58人	54人	53人	52人
B 確保方策			220人	220人	220人	220人	220人
B - A			4人	5人	3人	6人	5人
確保方策 の 内 容		引き続き、既存の放課後児童クラブで実施する。					



【参考】小学校区別の内訳

〔外城田小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の 見 込 み	低学年		38 人	38 人	39 人	42 人	43 人
	高学年		15 人	14 人	13 人	13 人	13 人
B 確保 方 策			40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

〔田丸小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の 見 込 み	低学年		68 人	71 人	77 人	73 人	78 人
	高学年		21 人	23 人	22 人	23 人	23 人
B 確保 方 策			80 人	80 人	80 人	80 人	80 人

〔有田小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の 見 込 み	低学年		33 人	31 人	32 人	31 人	27 人
	高学年		11 人	11 人	10 人	11 人	10 人
B 確保 方 策			40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

〔下外城田小学校区〕

		実績値	実施時期				
		平成 30 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
A 量の 見 込 み	低学年		21 人	16 人	15 人	15 人	15 人
	高学年		9 人	10 人	9 人	7 人	6 人
B 確保 方 策			60 人	60 人	60 人	60 人	60 人

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の病気などの理由により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に、児童養護施設などで子どもを一時的に養育または保護します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	1人	13人	13人	13人	12人	12人
現在の 実施状況	●ショートステイについては伊勢市の「児童福祉施設 天理教三重 互助園」に委託しており、平成30年度の利用実績は1人であった					
B 確保方策		12人	12人	12人	12人	12人
B - A		-1人	-1人	-1人	0人	0人
確保方策 の内容	引き続き事業を委託し実施態勢を確保する。					

④ 地域子育て支援拠点事業

<提供区域：全町>

事業の概要	子育て支援の拠点として、親子が気軽に集える場の提供と、子育ての負担感の軽減と不安感の解消をめざし、子育て相談や情報提供を行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	781人	641人	595人	625人	615人	602人
現在の 実施状況	●地域子育て支援センター（町内1か所）					
B 確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 の内容	引き続き、町内1か所の地域子育て支援センターで実施。					

⑤ 一時預かり事業

<提供区域：全町>

事業の概要	幼稚園在園児の保護者の就労時間等の都合によって、降園時間後も引き続き預かります。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、これまでの利用実績を踏まえ算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	333 人日	737 人日	735 人日	672 人日	655 人日	613 人日
現在の 実施状況	●公立保育所 1 か所（田丸保育所）					
B 確保方策		732 人日	732 人日	732 人日	732 人日	732 人日
確保方策 の 内 容	引き続き、町内の公立保育所で実施。					

⑥ 病児・病後児保育事業

＜提供区域：全町＞

事業の概要	保護者の就労等の都合により、病気の回復期にある集団保育を受けることが困難な子どもを、専用施設で一時的に預かり安静を確保し保育します。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき算出

		実績値	実施時期				
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		病児 26人日  病後児 1人日	339人日	328人日	319人日	313人日	299人日
現在の 実施状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内医療機関との連携のもと1か所で実施</li> <li>●伊勢市との協定により委託</li> </ul>					
B 確保 方策	病児保 育事業		548人日	548人日	548人日	548人日	548人日
	ファミリ ーサポ ートセ ンター 事業		2人	2人	2人	2人	2人
B-A			211人日	222人日	231人日	237人日	251人日
確保方 策の 内容		引き続き、町内医療機関との連携のもと病児・病後児保育事業を実施するとともに、伊勢市との協定による委託も実施する。					

⑦ 利用者支援事業

<提供区域：全町>

事業の概要	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。
量の見込み 算出方法	国の「手引き」に基づき、教育・保育施設や地域子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
現在の 実施状況	●町内2か所で実施					
B 確保方策		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
B - A		0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
確保方策 の内容	引き続き、町内2か所で実施。					

⑧ ファミリーサポートセンター事業

<提供区域：全町>

事業の概要	家庭において子どもの世話が一時的に困難となった小学6年生までの子どもを一時的に預かります。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値		実施時期			
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	11 人日	156 人日	156 人日	156 人日	168 人日	168 人日
現在の 実施状況	●ファミリーサポートセンター （平成30年度）依頼会員 104 人、両方会員 5 人 提供会員 43 人					
B 確保方策		120 人日	120 人日	120 人日	120 人日	120 人日
B - A		-36 人日	-36 人日	-36 人日	-48 人日	-48 人日
確保方策 の内容	引き続き、ファミリーサポートセンター事業を実施するとともに、活動への協力拡充を図る。					



⑨ 乳児家庭全戸訪問事業

<提供区域：全町>

事業の概要	生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する相談や支援が必要な人への、適切なサービスの提供につなげています。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A 量の見込み	116人	115人	113人	110人	109人	106人
現在の 実施状況	●保健師等による訪問を実施					
B 確保方策		115人	113人	110人	109人	106人
B-A		-	-	-	-	-
確保方策 の内容	引き続き、対象となる乳児全員に対し保健師等による訪問を実施。					

⑩ 養育支援訪問事業

<提供区域：全町>

事業の概要	養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言、育児援助等を行います。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

	実績値	実施時期				
	平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成31年度
A 量の見込み	252件	250件	250件	250件	250件	250件
現在の 実施状況	●支援が必要な家庭に対し、保健師等による訪問を実施					
B 確保方策		250件	250件	250件	250件	250件
B - A		0件	0件	0件	0件	0件
確保方策 の内容	引き続き、支援が必要な家庭に対し、保健師等による訪問を実施。					

⑪ 妊婦健康診査

＜提供区域：全町＞

事業の概要	安心して妊娠、出産ができるよう妊婦健康診査にかかる費用を助成することにより、妊婦の健康管理の充実を図ります。
量の見込み 算出方法	これまでの利用実績に基づき算出

		実績値		実施時期			
		平成30年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成31年度
A 量 の 見 込 み	人数	163人	115人	113人	110人	109人	106人
	のべ 検診回数	1,256回	1,610回	1,582回	1,540回	1,526回	1,484回
現在の 実施状況		● 県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。なお、県外での健康診査についても別途助成を実施					
確保方策 の内容		引き続き、県内の医療機関に委託し、妊娠中の健康診査に対する費用助成を実施。県外の健康診査についても別途助成を実施。					

## 4. 教育・保育の一体的提供と、教育・保育の連携推進

---

### ①認定こども園<sup>※</sup>の普及にかかる基本的考え方

本町において、子ども・子育て支援制度が始まるまで、幼児期の教育・保育を総合的に提供できる制度としては、公立の保育所のみでしたが、平成 28 年度より下外城田保育所が保育所型認定こども園<sup>※</sup>へと移行しました。

今後は、保護者のニーズを考慮しつつ国の動向などを踏まえながら、既存の保育所の認定こども園<sup>※</sup>への移行について検討していきます。

具体的な認定こども園<sup>※</sup>の設置数、設置時期等については、今後、保護者や地域、町内の保育所、関係部局等と協議をしていきます。

### ②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっての連携等について

本町における教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、その量の確保と同時に、質の向上が図られるよう、認可や確認における町の関与に際して、適切な指導及び助言等を行います。

また、これらの事業を担う事業者間での課題や情報の共有化を図り、総体として本町の子ども・子育て支援事業の最適化が図られるよう、町及び事業所どうしの連携の強化を図ります。

さらに、就学を迎える子どもがスムーズに学校生活に入れるよう、保育所・小学校の子どもの交流や、教員どうしの交流の場づくりを進めることで、保育所と小学校との連携をより一層強化し、相互の情報共有を図ります。

また、0～2歳児における保育の取り組みから、3～5歳児における教育・保育の取り組みへのつながりがスムーズに行われ、子どもについての情報が適切に引き継がれ共有されるよう連携の強化を図ります。

## 5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

---

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年 10 月 1 日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。幼稚園や保育所、認定こども園などを利用する 3～5 歳の子どもと、0～2 歳の住民税非課税世帯の子どもの施設等利用料が無償となります。

今後は、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保に努めるとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、給付方法について検討を行います。

## 6. 総合的な子どもの放課後対策の推進

### ①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量（放課後児童クラブの令和5年度に達成されるべき目標事業量）

- ・令和元年度現在において、町内4小学校区において4か所開設されており、定員の合計は200人となっています。
- ・今後については「第5章-3-②放課後児童健全育成事業」でも示したとおり、既存の放課後児童クラブで引き続き実施するとともに、必要に応じた定員の見直しや施設整備等を検討していきます。

	令和元年度 (現状)	令和6年度 (目標)
放課後児童クラブ (定員、か所数)	200人(4か所)	220人(4か所)

### ②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量（一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標）

- ・既存の「たまき文化スポーツクラブ<sup>※</sup>」、子ども体験活動クラブ「ちゃれたま！<sup>※</sup>」の事業の充実を図り、対応していきます。

	令和元年度 (現状)	令和6年度 (目標)
一体型の 放課後児童クラブ及び 放課後子供教室	0か所	0か所

**③放課後子供教室の2023年度までの実施計画（放課後子供教室の令和5年度までの整備計画）**

- ・令和元年度現在においては、放課後子供教室は実施していません。
- ・今後も、放課後児童クラブの一層の充実を図っていくことで、対応していきます。

	令和元年度 (現状)	令和6年度 (目標)
放課後子供教室 (か所数)	0か所	0か所

**④放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策**

- ・放課後児童クラブと既存の「たまき文化スポーツクラブ<sup>※</sup>」、子ども体験活動クラブ「ちゃれたま!<sup>※</sup>」の連携により、子どもの居場所としてどのような運営方法ができるのか等について検討していきます。

**⑤小学校の余暇教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策**

- ・現在、小学校の余暇教室が確保できない状況ですが、今後、余暇教室を確保することが可能となれば、その活用の検討を行っていきます。

**⑥放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策**

- ・地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、『新・放課後子ども総合プラン<sup>※</sup>』の中で求められている運営委員会では、教育委員会と福祉部局が一層連携し、地域や学校等の協力も得ながら進めていきます。

**⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策**

- ・今後も、放課後児童クラブでの障がい児童の受け入れを継続します。

**⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組**

- ・現在の保育時間は、放課後～19：00（7：30～19：00）となっています。今後も、保育所と連携し、保護者のニーズ把握を適宜行っていきます。

**⑨各放課後児童クラブが、社会性の習得や子どもの健全育成などの役割をさらに向上させていくための方策（放課後対策の推進体制）**

- ・放課後体制の実施にあたっては、教育委員会と福祉部局がさらに連携を進め、学校の教職員や放課後児童クラブ、「たまき文化スポーツクラブ※」地域ボランティア等の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めます。
- ・放課後児童クラブに入所していない児童も、一般利用ができる場であることを周知し、子どもたち同士が交流できる居場所作りをしていきます。
- ・今後も、放課後児童クラブでの子どもへの支援について年間計画を立て、振り返りをする等して、子どもの自主性・社会性等の向上を図っていきます。

**⑩社会性の習得や子どもの健全育成などの放課後児童クラブの役割を果たす観点から、各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策**

- ・今後も、児童クラブ内でのお便り、町の広報誌やホームページ等を活用して、さらにきめ細かな情報提供をしていきます。

## 第6章 計画の推進

### 1. 計画の推進体制

---

子育ては、家庭が主体となることはもちろん、教育・保育や子育て支援を担う機関をはじめ、行政、町民、企業・団体が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携・協力しながら進める必要があります。

本計画の基本理念に掲げた「安心して子どもを産み育てられるまち たまき ～家族でずっと暮らしたくなるまち～」の実現に向け、保育所、小学校、中学校、関係団体及び関連部署等が一体となり計画の推進を図ります。また、県や国との連携を密にし、制度の円滑な導入・展開を図るとともに、制度面の充実・改善がなされるよう、県や国に対し働きかけていきます。

### 2. 計画の進行管理

---

本計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取り組み（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価した上で（Check）、その後の取り組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルにより行います。

このため、「玉城町子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策の進捗状況や計画全体の成果について、年度ごとに点検・評価を行うとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画の一部見直しを必要に応じて行います。



## 参考資料

# 玉城町子ども・子育て会議条例

平成25年6月18日

条例第14号

改正 平成30年9月20日条例第22号

(設置)

第1条 本町に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、玉城町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、町が実施する児童福祉法(昭和22年法律第164号)その他の子どもに関する法律による施策について町長又は玉城町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ調査、審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ町長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 公募の町民
- (5) その他町長が必要があると認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再委嘱されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 町は、委員及び臨時委員に対し、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年玉城町条例第5号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

## 計画の策定経過

日 付	内 容
平成 30 年 12 月 18 日	平成 30 年度第 1 回玉城町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 1 期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について</li> <li>● 第 2 期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について</li> </ul>
平成 31 年 1 月 14 日～ 平成 31 年 1 月 31 日	「玉城町子ども・子育てに関する調査」の実施
平成 31 年 3 月 19 日	平成 30 年度第 2 回玉城町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第 2 期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査結果の速報</li> <li>● 第 2 期子ども・子育て支援事業計画に反映すべき支援についての協議</li> </ul>
令和元年 7 月 1 日	令和元年度第 1 回玉城町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成 30 年度子ども・子育て支援事業実施状況について</li> <li>● 次期計画アンケート結果報告</li> <li>● 次期計画の基本理念、基本目標、各施策に盛り込むべき視点について</li> <li>● 次期子ども・子育て支援事業の見込み量、確保想定 of 報告、確認</li> </ul>
令和元年 10 月 7 日	令和元年度第 2 回玉城町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第 1 章、第 2 章」案の報告</li> <li>● 「第 3 章 計画の基本的な考え方」素案の協議</li> <li>● 「第 4 章 目標実現のための施策」骨子案の協議</li> <li>● 「第 5 章 計画目標値等」素案の協議</li> </ul>
令和元年 12 月 17 日	令和元年度第 3 回玉城町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「第 4 章 目標実現のための施策」案の協議</li> <li>● 計画案一式の確認</li> </ul>
令和 2 年 1 月 8 日～ 令和 2 年 2 月 6 日	「第 2 期玉城町子ども・子育て支援事業計画（案）に係るパブリックコメント」の実施
令和 2 年 2 月 17 日	令和元年度第 4 回玉城町子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメント結果の報告</li> <li>● 「第 2 期玉城町子ども・子育て支援事業計画」の最終案の確認</li> </ul>

## 用語解説

---

### 合計特殊出生率

一人の女性が一生（15歳～49歳）の間に産む子の数を示すもので、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計することで算出される。日本では昭和50年に合計特殊出生率が2.00を下回ってから低下傾向にある。

### コーホート変化率法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

### コーホート要因法

各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人々の集団のことを指す）について、人口変動の要因である出生率、死亡率及び移動率のそれぞれについて特定の仮定を設けて、それに基づき将来人口を計算する方法。

### 子ども体験活動クラブ「ちゃれたま！」

子どもの体験活動の充実を図るため、本町で実施している取り組み。子ども体験教室では、自然体験、料理体験、工作体験、公民館講座体験など、親子で取り組める様々な教室を開催している。「ちゃれたま！」の名前の由来は、「チャレンジ精神」を持って、いろんなことに前向きに取り組んで、「玉城町」の子どもたちや地域住民がもっともっと元気になってほしい、そんな願いが込められている。

### 新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的としている。

## 玉城町子ども家庭支援ネットワーク会議

虐待を受けている児童や、非行や不登校、発達障がい等により家庭問題を抱える児童の早期発見や早期支援を行うことを目的に、関係機関との連携及び協力体制の確保のため、児童福祉法に規定する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」として設置。当町では、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」に加えて、保育所・小中学校の巡回相談や子ども相談等で、保健・福祉・教育が連携した「途切れのない支援」の2本立てで対応している。

## たまき文化スポーツクラブ

本町で実施している総合型地域スポーツ事業。スポーツ教室、文化教室の開催、クラブ活動への支援、スポーツ大会・各種イベント、健康づくり事業の開催を実施している。

## 認定こども園

保護者が働いているかどうかにかかわらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と、地域における子育て支援として相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能をあわせ持つ施設。

## ノーバディーズ・パーフェクト（NP）

育児中の親を対象とした、カナダで開発された親支援プログラム。1～3歳の子どもを子育て中の方を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで出し合って話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を見つけ、お互いに学び合う講座。講座を受けることによって、仲間づくりにもなる。

## ぴよんぴよん教室

未就園児を対象とし、あそびを中心としたプログラムで子どもの発達を促していくために、本町で実施している親子参加型フォロー教室。親子のふれあいや、他の親子や職員とのコミュニケーションを通して、小集団の中でルールを守ることを経験したりできる場としている。

## マイ保健師

「妊娠～出産～子育て」に関する途切れのない支援を行うために小学校区ごとに地区担当保健師を配置。妊娠・出産・子育てに関するきめ細かい支援に加えて、ご自身の健康に関することや家族のことの相談にも応じている。

## 本町における保育・教育や子育て支援の事業一覧

※利用可能時間や利用料は、施設により異なります。別途、教材費、副食費、おやつ代等が必要な場合があります。

事業・用語名		事業概要・用語定義	実施状況	利用料のめやす
定期的な事業	幼稚園	就学前の子ども（3～5歳児）に対して教育・保育を行います。一般に小学校と同じく、土・日・祝日と春・夏・冬休み期間は休園です。	※本町にはありません	
	幼稚園の預かり保育	幼稚園に通う子どものうち、保護者の就労などのため、降園時間後も預かるものです。	※本町にはありません	
	保育所（認可保育所）	保護者の就労などのため、家庭で保育することができない就学前の子ども（0～5歳児）に対して教育・保育を行います。	月～土曜日 8:30～16:30	3歳未満児は 月額 0～42,000円
	時間外保育事業（延長保育）	保護者の勤務等に対応して、保育時間を延長して子どもを預かるものです。	18:30～19:00	月額 1,000円
	休日保育	保護者が就労等により、休日に家庭で保育することができない子どもを保育します。	※本町では実施していません	
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、就学前の子どもが入園することができるものです。	下外城田保育所で保育所型認定こども園（1号定員10人）を実施	
	事業所内保育施設	事業所に併設された保育施設で、主に従業員の子どもの預かります。	※施設により異なります	
	その他の保育施設	認可外保育所などと呼ばれ、国の基準は満たさないものの、保育が必要な子どもを預かることができます。	※施設により異なります	
	家庭的保育	保育資格を持った保育者の家庭で子どもを預かる事業です。	※本町では実施していません	
	小規模保育	比較的小規模で、家庭的保育に近い雰囲気の下できめ細やかな保育を事業所などで行います。	※本町では実施していません	
	居宅訪問型保育	ベビーシッターのように、保育者が子どもの家庭を訪問し、保育する事業です。	※本町では実施していません	
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学生の放課後等に、専任の指導員が家族に代わって適切な遊びや生活の場を提供します。	月～金（授業有） 月～金（授業無） 土	放課後～19:00 7:30～19:00 7:30～19:00 保育料：0～5,000円/月	

事業・用語名		事業概要・用語定義	実施状況	利用料のめやす	
不定期な事業	一時預かり事業	一時保育、一時利用	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった子どもを保育所（未就学児）や放課後児童クラブ（小学生）で預かり、必要な保育を行います。	一時保育：田丸保育所（定員3人/日） ※料金は年齢、利用時間で異なります。 一時利用：各放課後児童クラブ 1,000円/日（別途保険料）	
		ファミリー・サポート・センター	子育てを助けて欲しい人(依頼会員)と子育てのお手伝いができる人(提供会員)が会員となり、小学生までの子どもの世話を互いに助け合うものです。	7:00～19:00 で日祝年末年始を除く：1時間 700円 日祝年末年始および上記以外の時間：1時間 800円	
		子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由で、子どもを養育することが一時的に困難となった場合、児童養護施設において小学生までの子どもを預かるものです。	1回の利用につき7日以内	2歳未満： 日額 4,310円 2歳以上： 日額 2,360円
		夜間養護等事業（トワイライトステイ）	保護者の恒常的な残業等の理由で、平日の夜間などに保護者が不在となる場合、児童養護施設において小学生までの子どもを預かるものです。	※本町では実施していません	
病児・病後児保育事業		病児や、病気の回復期の児について、病院や保育所等の専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育等を行います。	伊勢市（病児保育エンゼル・定員4人/日）への委託と病後児保育事業（認定こども園下外城田保育所・定員2人/日）		
乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）		産後電話等で連絡を取った後、保健師等が訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や子育てに関する情報提供等を行う。	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭		
養育支援訪問事業		子育てに不安や孤独感を抱える家庭を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等の支援を行います。	※本町では、保健師等による専門的相談支援のみ実施しています。		
地域子育て支援拠点事業（子育て支援タイム「にこにこ」）		概ね就学前の子どもと保護者の相互交流の場として、子育て相談・情報提供を行います。	10:00～15:00（平日）は、スタッフが常駐		

第2期

玉城町子ども・子育て支援事業計画

策定／令和2年3月

発行／玉城町

編集／玉城町保健福祉課

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114-2

TEL 0596-58-8203 FAX 0596-58-4494

保健福祉課 地域共生室

〒519-0433 玉城町勝田4876-1 玉城町保健福祉会館内

TEL 0596-58-8000 FAX 0596-58-8688